

令和2年6月10日制定 2総人権人第86号

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、東京都犯罪被害者等支援条例（令和2年東京都条例第17号。以下「条例」という。）に基づき、犯罪被害者等（条例第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、専門的な見地から、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 東京都犯罪被害者等支援計画（条例第8条第1項に規定する支援計画をいう。以下「支援計画」という。以下同じ。）の策定及び推進に関すること。
- 二 支援計画の進行管理に関すること。
- 三 その他東京都の犯罪被害者等支援（条例第2条第3号に規定する犯罪被害者等支援をいう。）に関する施策を推進するために必要な事項に関すること。

## (委員等)

第3条 委員会は、犯罪被害者等、支援団体に属する者及び学識経験を有する者等のうちから、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会議)

第5条 委員会は、座長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見等を徴することができる。
- 3 会議の資料及び議事録については、原則として公開する。ただし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

## (守秘義務)

第6条 委員は、正当な理由なく、その立場を通じて知り得た個人情報等を漏らしてはならない。委員の任期終了後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務局人権部人権施策推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。